

第1回浜松市立北部中学校運営協議会

令和8年4月24日(金)

13:30～ 会議室

校訓 「切磋琢磨 文武両道」

学校教育目標 「自分自身を『かけがえのない存在』であると思える生徒の育成」

<司会：井口、記録：西岡>

1 開催要件（委員の過半数の出席）確認

2 校長あいさつ

3 任命書の交付（机上传達）

4 自己紹介

5 浜松市学校運営協議会規則確認

6 会長の選出（委員の中から互選）

7 副会長の指名（会長が指名）

8 議長の選出（出席委員の中から互選）

9 前回会議録、令和7年度協議会自己評価の確認

10 熟議 <議長： >

(1) 学校運営の基本方針について（校長説明→質疑・応答→熟議→承認）

(2) いじめ防止等のための基本的な方針について

(3) 夢育やらまいか事業CS加算分に対する意見書について（教頭）

(4) 2年生 未来授業・勤労体験学習について 3年生 生き方指導について（進路に向けて）

11 報告

12 今後の予定と連絡

6 / 5 (金)	未来授業 13:20～ (予定)
9 / 30 (水)	合唱練習見学 ～10 / 2 (金)
10 / 8 (木)	緑翔祭(サーラ音楽ホール)
10 / 22 (木)	体育大会練習見学 ～27日(火)
10 / 30 (金)	校内体育大会 (予備日：11月4日(水))
11 / 16 (月)	第2回 学校運営協議会 14:00～ (予定)
11 / 25 (水)	夢講演会 13:20～ (予定)
2 / 5 (金)	第3回 学校運営協議会 14:00～ (予定)
3 / 18 (木)	卒業式



令和8年度 学校運営協議会出席者

学校運営協議会委員

委員	えんどう よしかず 遠藤 喜和
委員	きの こうすけ 佐野 孝輔
委員	たにぐち さちこ 谷口 幸子
委員	たかぎ さゆり 高木 早由里
委員	まつやま よしのり 松山 佳典
委員	あんどう ななえ 安藤 菜苗
委員	しんがい ゆみ 新貝 祐実

学校支援コーディネーター	わたなべ かおる 渡邊 薫
--------------	------------------

学校

校長	おかだ まさゆき 岡田 政之
教頭	いぐち たかみつ 井口 崇光
C S 担当教職員	かわい ひろき 河合 宏樹
C S ディレクター	にしおか めぐみ 西岡 恵

浜松市教育委員会

学校・地域連携課	
----------	--

令和8年度 第1回学校運営協議会 座席表

ホワイトボード				
	遠藤 喜和 委員	佐野 孝輔 委員		
	谷口 幸子 委員		安藤 菜苗 委員	教育委員会 学校・地域連携課
	高木 早由里 委員		新貝 祐実 委員	教育委員会 学校・地域連携課
	松山 佳典 委員		渡邊 薫 学校支援コーディネーター	
	校長 岡田 政之	教頭 井口 崇光	C S ディレクター 西岡 恵	3年主任 平松 光宏
			C S 担当 河合 宏樹	

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日
浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年度 第3回 北部中学校運営協議会 会議録

1. 開催日時 令和8年2月6日(金)14時00分から15時15分
2. 開催場所 北部中学校 会議室
3. 出席委員 遠藤 喜和 松山 佳典 石坂 昌義 高木 早由里 谷口 幸子
4. 欠席委員 佐野 孝輔 安藤 菜苗
5. 学校支援コーディネーター 渡邊 薫
6. 学校 渡辺 博幸(校長) 井口 崇光(教頭) 鈴木 寛之(教務主任)
植田 彩(CS ディレクター)
7. 教育委員会 なし
8. 傍聴者 なし
9. 会議録作成者 植田 彩(CS ディレクター)
10. 議長の選出
遠藤委員から議長を務めて頂ける旨の申し出があり、全員意義なくこれを承認した。
11. 協議事項
 - (1)学校関係者評価について
 - (2)次年度学校運営の基本方針について
 - (3)学校運営協議会の自己評価について
12. 会議記録
 - ・司会の教頭から、委員総数7人のうち5人の出席があり過半数に達しているため会議は成立している旨の報告があった。
 - ・初めに遠藤会長と校長より挨拶があり、CS ディレクターより前回(令和7年度第2回)会議録の説明と報告を行った。
 - (1)学校関係者評価について
議長の指示により、教務主任から別紙資料に基づき今年度の学校評価アンケートの結果・分析結果・改善方策等についての説明があり、委員からは以下の発言があった。
 - ・ほぼ例年どおりの数字ということで、良い結果だったのではないか。
資料8 ページ⑭「中学生の SNS の利用について」 国によっては16歳未満の SNS 利用停止をしているところもある。学校から見て心配な点はあるか。(遠藤委員)
→報道を見ていると暴力の動画がいくつも出てくるので心配ではあるが、学校には基本的に持ち込みを禁止している。本校では「情報モラル講座」を各学年1回ずつ、全校でも1回受けてもらって SNS の使い方や注意点を教えている。(校長)
→先日の新入生説明会で、浜松中央署のサポートセンターの方に来ていただいて SNS 利用の注意事項を伝えていただいた。(教頭)
 - ・今の中学生は具体的にどのような SNS の使い方をしているのだろうか。(松山委員)
→よくあるトラブルとして、気に入らない意見や友人をブロックする、会話のグループから外すという問題で生徒指導に入ることもある。(教頭)
 - ・中学生のわが子には LINE のフィルタリング機能を使っている。今後は学校から子供に教育も続けていきながら、子供たちを守っていくために保護者に対しても啓蒙活動や、SNS にかけられるフィルターの紹介などの教育も必要になってくるかと感じている。(石坂委員)
 - ・資料11 ページ「北部中の自慢できるところ」について、3.先生と生徒の仲が良い 笑顔というキーワードに、北部中の先生方の取り組みが表れているなどと思った。(高木委員)

協議の結果、全員意義なくこれを承認した。

(2) 次年度学校運営の基本方針について

議長の指示により、校長から別紙資料に基づき本校の学校経営構想(案)について説明があった。

・資料 20 ページ「学校経営の重点」①全ての土台となる集団づくり について
自分の職場でも職員満足度アンケートというものがあるが、北部中の先生方のアンケート結果のように「全職員が協力できる雰囲気職員室であった」という項目が100パーセントというのは、なかったことがない。先生方みんながよい雰囲気の中で生徒指導や授業ができてきている状態が、来年度も続いてほしいと願う。(高木委員)

・②授業の充実 について

生徒から授業に対するアンケートの評価が高かった。授業が充実しているがゆえに自宅での学習がおろそかになってはいないだろうかと危惧する面もある。家庭学習のモチベーションが上がるように先生から宿題プラスアルファ意欲の出る課題が出れば子どもが机に向かう時間も増え、キャリア教育の中で生徒それぞれの将来に必要な教科などのアドバイスがあれば家庭学習がよりよくなるのではないかと感じた。(石坂委員)

協議の結果、全員意義なくこれを承認した。

(3) 学校運営協議会の自己評価について

各委員より提出された自己評価表の意見をまとめる形で北部中学校運営協議会の総意とした。

(令和7年度 学校運営協議会自己評価表 参照)

13. 報告

司会の教頭より別紙資料に基づき以下の報告があった。

・令和7年度 夢育やらまいかCS加算分について

学校支援コーディネーターより図書館の地域ボランティアの方々との活動報告があった。

・今年度は保護者の方12名 地域の方15名 あわせて計27名のボランティアの方々と一緒に活動を行っている。2年生は外部の語り部の方もお招きし、お話会の活動も無事終えることができた。整美活動は年間14回、蔵書点検も一緒に行っていた。

その他の連絡事項

司会から、来年度の学校運営協議会の開催日時と卒業式・入学式の日程、参加アンケートについての案内があった。

石坂委員より、PTA活動の説明と報告があった。

令和8年度第1回学校運営協議会は、令和8年4月24日(金)午後1時30分から

(様式1)

学校番号 (中 04)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(北部中) 学校運営協議会長

<本年度の目標>

委員どうしの意見交換をする事により視野を広げ、北部中学校の生徒がよりよい学校生活を送れ、より充実した教育活動ができるよう、子供たちの成長に視点を当てた熟議を行っていきけるよう努めていきたい。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

校長による明快な説明のもと、授業充実や生徒指導等の重点方針について活発な熟議が行われ、子供たちのための学校運営に向けた共通理解が深まった。学校側の誠実な姿勢と適切な解説が、協議会全体の信頼感と前向きな議論を支える大きな要因となった。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

いじめ防止や部活動の地域展開といった重要課題に対し、常に生徒第一の視点で建設的な意見が交わされ、学校との密な連携による教育活動の充実到手応えを得ることができた。節目ごとの適切な相談や報告を通して、地域と学校が一体となって課題解決に取り組む体制が整っている。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

熟議の成果はホームページ等を通じて迅速かつ適切に公開されており、地域や保護者に対する透明性の高い発信体制が構築されている。今後もこの良好な発信スタイルのを継続していきたい。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

今年度の成果を継承しつつ、来年度は「子供の成長」を軸とした更なる熟議の深化を目指し、委員の知見をより具体的に学校運営へ活かすための協力体制を強化する。よりよい学校生活の実現に向け、一層強力なパートナーシップを築いていきたい。

1 第4次浜松市教育総合計画（令和7年度～16年度）より

- 基本理念 「描く夢や未来の実現」
- コンセプト 「主体性」「多様性・包摂性」「信頼・協働」
- 目指すこどもの姿
 - ・自分らしさを大切にすること
 - ・他者と協働し、主体的に行動できること
 - ・自己調整しながら、粘り強く取り組むこと
- 目指す教職員の姿
 - ・こどもの自分らしさを受け止める教職員
 - ・愛情と情熱、規範意識を持ち続ける教職員
 - ・専門性と指導力を磨き続ける教職員

2 本校の特色・伝統等

- ・1947年4月1日開校（80年目）。2012年度に新校舎完成。
- ・浜松市中心部の住宅地にあり、近隣には静岡大、浜松学院大、浜松北高、浜松市立高、浜松商業高、城北図書館等がある文教地区。サラリーマンのほか、自衛隊関係者が多く見られる。
- ・かつては生徒指導に苦慮していた。現在も、家庭環境的に課題を抱えている生徒や発達特性が強い生徒、人間関係づくりが苦手な生徒も一定数見られる。保護者対応を含め、丁寧な教育活動が必要である。
- ・上級生から下級生へと良い伝統を引き継ぐことができおり、また、トラブルの芽が小さいうちに教職員が丁寧に対応することができているため、学校全体として健全な雰囲気、学校風土を保つことができている。このため、個別には心配な生徒も、健全な学校生活を送ることができている。
- ・1年生の春に25kmを歩く三ヶ日自然体験学習は伝統行事となっている。2年生の野外活動を令和5年度より開始した（令和5年度は焼津、6年度は美浜、7・8年度は御殿場）。3年生の修学旅行は、道東を訪れ北方領土学習を行っていたが、新型コロナの影響により中止した（令和5年度は姫路・神戸・大阪、6・7年度は京都・奈良。8年度は広島・京都）。

3 学校経営の基本的な考え方

かつて、問題行動が多発し生徒指導に苦慮した時期が続いていた。現在は落ち着いた雰囲気の中で教育活動が行われているが、諸先輩方が地道な努力を粘り強く続けたからこそ今の北部中があることを、我々は肝に銘じなければならない。即ち、毎日の1時間1時間の授業を大切にし、時には歯を食い

しばって生徒指導を積み重ね、部活動や学校行事に一生懸命取り組んだこと。決して力で抑え込んだわけではなく、生徒に自己肯定感、自己有用感を味わわせるためにはどうしたらよいか考え続けたこと。生徒の思いに耳を傾け、困り感に寄り添い、「確かな信頼関係」を築いたことである。

保護者対応にも同様のことが言える。学校への要望は「困っている」「助けてほしい」気持ちの表れであることが多い。短絡的にクレームと捉えて対決姿勢を示したり、逆に、怖がったりすることなく、冷静かつ丁寧に対応したい。生徒への関わりと同様、保護者の思いに寄り添うことができる教職員でありたい。また、特に対応の難しい生徒・保護者こそ、普段からの関係づくりや、多くの職員で関われる関係づくりに努めたい。

一方で、最近の傾向として、レジリエンス（困難に直面したときにうまく適応する能力）の育成が課題としてクローズアップされている。昨今、学習の遅れや人間関係トラブルなど、困難に直面すると、その状況を責任転嫁したり、簡単に逃げ出してしまったりするケースも少なくない。このような実態を踏まえ、どうしたら粘り強く困難に立ち向かい、乗り越えさせることができるだろうか。どうしたら「自信」や「強さ」「しなやかさ」を身に付けさせ、達成感を味わわせ、さらに成長させることができるだろうか。

生徒に「苦しい時こそ頑張る力」を身に付けさせることは、我々教職員にとって大きな役割の1つである。もちろん、一律に叱咤激励するだけでは生徒の心にも保護者の心にも響かないことが多い。逆に、良かれと思った指導が大きなトラブルを生み出してしまいうこともある。大切なことは、相手（生徒、保護者）のことをよく知り、基本の指導を受け入れる態勢があるかどうかを見極めることである。家庭環境はもちろん、保護者の特性や生育歴、子柄、友人関係、得意なこと・不得意なことなど、どれだけ相手のことを知っていて、どれだけ冷静に状況を見極めることができるか。そして、築き上げた信頼関係を土台として、教職員一人一人の持ち味を生かしつつ、チームとして、その生徒・その保護者に合った対応をしていくことが大切である。その上で、必要なときには「愛情をもって叱り、生徒一人一人に『頑張ろう』というメッセージを送ること」ができる教職員でありたい。

最後に、「笑顔の連鎖」について触れる。「教職員の笑顔 → 生徒の笑顔 → 保護者の笑顔 → 地域の笑顔」である。まず、教職員が笑顔で働ける職場であることが大切である。我々教職員にも得意なこと、不得意なことがある。お互いにフォローし合い、高め合い、競い合える関係づくりをしたい。「チーム北部中」「チーム学年」として一丸となり、生徒一人一人の健やかな成長のために結束できる集団でありたい。

そのためにも、平時の勤務習慣は心身ともにゆとりがあるものにしたい。日常、生徒と直接に関わる教職員が元気でいられることが極めて大切だからである。そして、生徒や保護者に困り感が見られるときにこそそれを支え、安心感や成長実感を与えてあげられるような職員集団でありたい。

4 校訓・学校教育目標

- ・校訓 「切磋琢磨 文武両道」
- ・学校教育目標 「自分自身を『かけがえのない存在』である

と思える生徒の育成」

《 学校教育目標について 》

自分自身を「かけがえのない存在」であると思えるには、まず「自分の良さ」「自分らしさ」に気づくことが必要である。自分にはこんな良さやらしさがあり、それを伸ばそうとする意欲こそが「生きる力」や「学びへの意欲」になる。私たちは、生徒一人一人の良さやらしさに目を向け、そこに気づかせ、伸ばしていくサポートをしたい。

- 【令和7年度生徒アンケートより…肯定的な意見の割合】 矢印：前年度比
- ・私は、自分自身の良いところを知っている … 77.2% ♪

5 学校経営の重点

① 全ての土台となる集団づくり、愛情あふれる生徒指導

- ・信頼関係及び生徒理解（家庭環境、生育歴、人柄 等）
- ・迅速な情報共有、組織的対応。信頼されるいじめ対応
- ・生徒や保護者の思い、困り感に寄り添った生徒指導

【令和7年度生徒アンケートより…肯定的な意見の割合】

- ・私の学級・学年は、安心できる場所だと感じている … 88.1% ♪

【令和7年度保護者アンケートより…肯定的な意見の割合】

- ・学校は、社会のルールやマナーについて伝えている … 92.4% ♪

【令和7年度職員アンケートより…肯定的な意見の割合】

- ・「目をかけ、声をかけ、心をかけ、考えさせる、安心して積極的な生徒指導」の達成に向けて、全職員が協力できる雰囲気職員室であった … 100% ⇒

- ・生徒指導に関する問題が起こったとき、職員間のコミュニケーションはうまくとれていた … 100% ♪

- ・深刻ないじめ被害が起こらないように、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいる … 100% ⇒

② 授業の充実

- ・集団としての学習規律

- ・どの子にも驚きや発見、成長実感が得られる授業づくり

- ・「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業づくり

【令和7年度生徒アンケートより…肯定的な意見の割合】

- ・先生は、分かりやすく授業を進めている … 94.5% ♪

- ・先生は、授業で話し合ったり、友達と力を合わせて取り組んだりする機会を設けている … 99.1% ♪

- ・私は、授業に意欲的に取り組んでいる … 93.3% ♪

③ 生徒が一生懸命に取り組む学校行事、部活動

・ 仲間との絆・感動の体験

- ・ 困難に立ち向かおう、苦しい時こそ頑張ろうという力の育成
- ・ 集団における個の在り方、個を結集した集団の力を学ぶ場

【令和7年度生徒アンケートより…肯定的な意見の割合】

- ・ 私は、学校行事に積極的に取り組み、自分を高める（達成感を得る）ことができた … 91.9% ⇒

- ・ 私は部活動(校外活動)に目標をもって取り組んでいる… 95.5% ♪

【令和7年度保護者アンケートより…肯定的な意見の割合】

- ・ 学校行事は、お子さんの成長を促すものになっている… 94.4% ♪

④ キャリア教育の深化、充実

- ・ 将来の夢、希望、志を育む

- ・ 「社会に出て通用する人に育てたい」教職員の願い

- ・ 「社会に出て通用する人になりたい」生徒・保護者の願い

【令和7年度生徒アンケートより…肯定的な意見の割合】

- ・ 私は、自分の将来に夢や希望をもっている … 84.5% ♪

6 本年度の課題として

- ・ いじめへの組織的対応（未然防止、早期発見、早期対応）の継続
- ・ 不登校の未然防止、不登校生徒への対応
- ・ 校則の見直し
- ・ 今後の地域展開を見据えた部活動の見直し

(・ P T A改革)

○改修工事

- ・ 武道場・プール使用禁止 (R8. 11月～R9. 6月中旬)
- ・ 体育館使用禁止 (R9. 8月～R10. 1月)

校訓：切磋琢磨・文武両道

学校教育目標：自分自身を「かけがえのない存在」とであると思える生徒の育成

～ 描く夢や未来の実現 ～ 「主体性」「多様性・包摂性」「信頼・協働」

学校経営における3つの柱

確かな学力

「予測できない未来に対応できる学力」
を身に付ける指導

豊かな感性

「自己肯定感・自己有用感」
を育てる指導

健やかな心身

「健全なる精神」と「健全なる身体」
を育てることを意識した指導

1 学習指導要領に沿った各教科の指導方法と評価

- ・ 確かな単元構想に基づいた授業
- ・ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の両立を目指す授業
- ・ 主体的・対話的で深い学びを実現する授業（生徒が能動的に取り組む学習の推進）
- ・ ICTの有効活用
- ・ 定着度調査と課題解決診断調査の実施
- ・ アウトプットの機会を増やす取組

2 学習習慣の定着

- ・ 意欲化を図る指導の工夫（どの生徒も成長実感を得られる授業づくり）
- ・ 適切な課題の提供、提出

1 生き方教育の推進

- ・ 他を思いやる心、困難に立ち向かう心、自分の非を素直に認める心など、生徒の心を育む道德教育の充実
- ・ 読書活動の活性化
- ・ いじめ撲滅を意識した語りかけ

2 時代に合った学校行事・部活動の推進

- ・ 2大行事（緑翔祭・体育大会）の充実
- ・ 仲間との絆を深め、生き方の視野を広げる宿泊行事
- ・ 縦割り活動（各種コンテストの実施）
- ・ 仲間とともに粘り強く頑張る部活動

3 支援を要する生徒の理解、個に応じた教育の推進

- ・ 校内まなびの教室の活用
- ・ みどり学級と通常学級の交流
- ・ 人とつながる力の育成、環境づくり

1 基本的な生活習慣の確立

- ・ 時を守り、場を清め、礼を正す
- ・ 笑顔であいさつ
- ・ 素直に「ありがとう」「ごめんなさい」

2 健康な体づくり

- ・ 体育活動の充実
意欲化を図る指導の工夫
- ・ 保健指導
レジリエンスの育成
要治療生徒への指導
感染症対策指導
- ・ 食育指導
- ・ 不登校、欠席生徒への丁寧な関わり
SC、SSWとの連携

3 安全教育の推進

- ・ 生命尊重
命の講話、アサガオプロジェクト
- ・ 防災訓練の継続と改善
- ・ 交通安全、校内安全意識の向上

教職員

教育に携わっているという熱い思い・愛情・専門性を土台として、思いやりの心を持ち、お互いを認め、助け合って何事にも取り組む職員集団（チーム北部・チーム学年）

協力

地域・保護者

・ 北部中学校区の連携（小・中の連携）
・ 地域の教育力を生かした教育活動推進（コミュニティスクールを活用し、キャリア教育を推進する）

令和8年度 年間行事予定

4月		5月		6月		7月		8月		9月	
1	水	1	金	1	月	1	水	1	土	1	火
			1				学年専門委員会		県総体		
2	木	2	土	2	火	2	木	2	日	2	水
											第1回3年県学力調査 ①②③1, 2年定着度調査技能教科 6校時なし
3	金	3	日	3	水	3	金	3	月	3	木
			憲法記念日		短縮日課 午後家庭学習						
4	土	4	月	4	木	4	土	4	火	4	金
			みどりの日		生徒協議会		中体連浜松地区夏季大会 水泳西部地区予選				県学調予備日
5	日	5	火	5	金	5	日	5	水	5	土
			こどもの日		⑤⑥2年未来授業 学年専門委員会 教育実習終了		中体連浜松地区夏季大会 水泳西部地区予選		東海総体 (~10日)		水泳浜松地区新人大会
6	月	6	水	6	土	6	月	6	木	6	日
			振替休日				⑤薬学講座 (リモート)				水泳浜松地区新人大会 (予備)
7	火	7	木	7	日	7	火	7	金	7	月
							テスト日課 ①②③1, 2年課題解決診断調査				学校保健週間 ⑤学校保健委員会
8	水	8	金	8	月	8	水	8	土	8	火
	新任式 始業式 (午前)		3年生全国学調英語「話すこと」				⑥生徒会立会演説会				生徒協議会
9	木	9	土	9	火	9	木	9	日	9	水
	入学式 (午後)				④命の講話 内科検診 (1年) 部活動なし		三者面談 短縮特5日課				学年専門委員会 短縮日課 午後家庭学習
10	金	10	日	10	水	10	金	10	月	10	木
	個人写真撮影 対面式 全校オリ1				短縮日課 午後家庭学習		三者面談 短縮特5日課		学校閉庁日		
11	土	11	月	11	木	11	土	11	火	11	金
			全学年眼科検診 ⑤交通安全教室		テスト日課 第1回定着度調査 午後家庭学習 部活動なし		中体連浜松地区夏季大会		山の日		
12	日	12	火	12	金	12	日	12	水	12	土
			1年生本入部登録完了 尿検査二次		テスト日課 第1回定着度調査 ⑤夏季大会 選手壮行会		中体連浜松地区夏季大会		学校閉庁日		
13	月	13	水	13	土	13	月	13	木	13	日
	給食開始 身体測定 全校オリ2		テスト日課 ①②③3年課題解決診断調査 生徒協議会				三者面談 短縮特5日課		学校閉庁日		
14	火	14	木	14	日	14	火	14	金	14	月
	任命式 生徒総会 清掃り 部活動見学		2年生野外活動【御殿場国立中央青少年交流の家】				三者面談 短縮特5日課		学校閉庁日		後期時間割開始
15	水	15	金	15	月	15	水	15	土	15	火
	3年みどり修学旅行		2年生野外活動【御殿場国立中央青少年交流の家】		ふるさと給食週間 (~19日)		三者面談 短縮特5日課				
16	木	16	土	16	火	16	木	16	日	16	水
	部活動見学 3年みどり修学旅行						三者面談 短縮特5日課 給食終了				
17	金	17	日	17	水	17	金	17	月	17	木
	部活動見学 3年みどり修学旅行				⑤⑥3年高校講座		①②短縮特5日課 終業式・清掃・学活		全国総体 (四国ブロック) ~8/24まで		⑥新人戦選手壮行会 (リモート)
18	土	18	月	18	木	18	土	18	火	18	金
			教育実習開始 ⑤縦割り集団結団式		歯科検診 (全学年)		陸上県総体				生活アンケート (紙面) 配布
19	日	19	火	19	金	19	日	19	水	19	土
			④2年生生き方講座 内科検診 (3年・みどり)				陸上県総体 水泳県総体				浜松地区新人大会
20	月	20	水	20	土	20	月	20	木	20	日
	短縮日課 1年部活動 仮入部届提出・本入部届配布		学年専門委員会		中体連浜松地区夏季大会		海の日 水泳県総体				浜松地区新人大会
21	火	21	木	21	日	21	火	21	金	21	月
	短縮日課 個人写真再撮影 尿検査		学級運営委員会		中体連浜松地区夏季大会		全学年補充学習予定日 (三者面談予備日)				敬老の日
22	水	22	金	22	月	22	水	22	土	22	火
	1年みどり三ヶ日自然体験学習		短縮日課 ⑥部活動保護者会				全学年補充学習予定日 (三者面談予備日)				国民の休日
23	木	23	土	23	火	23	木	23	日	23	水
	1年みどり三ヶ日自然体験学習 3年全国学力調査						全学年補充学習予定日 (三者面談予備日)				秋分の日
24	金	24	日	24	水	24	金	24	月	24	木
	午前短縮 第1回学校運営協議会 ⑤授業参観 ⑥2年野活説明会				生徒協議会 1年耳鼻科健診		県総体総合開会式		学校徴収金振替日		
25	土	25	月	25	木	25	土	25	火	25	金
							陸上浜松地区夏季大会				生活アンケート回収
26	日	26	火	26	金	26	日	26	水	26	土
			内科検診 (2年)		第1回民生児童委員地域連絡会		陸上浜松地区夏季大会 (予備)				浜松地区新人大会
27	月	27	水	27	土	27	月	27	木	27	日
	⑤防災訓練【余震警告・防災班確認】		短縮日課 午後家庭学習 尿検査三次		中体連浜松地区夏季大会		県総体				浜松地区新人大会
28	火	28	木	28	日	28	火	28	金	28	月
	1年部活動仮入部 学年専門委員会 1年心電図				中体連浜松地区夏季大会		県総体		始業式		
29	水	29	金	29	月	29	水	29	土	29	火
	昭和の日		健全育成会企画委員会				県総体				
30	木	30	土	30	火	30	木	30	日	30	水
	1年部活動仮入部 本入部届提出		陸上西部地区予選		④2年思春期教室		県総体				午後：任命式⇒生徒総会 生徒協議会
			陸上西部地区予選				県総体		給食開始 ⑤防災訓練 (地震・停電)		

令和8年度 年間行事予定

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1 木	後期開始 学年専門委員会	1 日		1 火	生徒協議会	1 金	元日 学校閉庁日	1 月		1 月	⑤生徒総会
2 金		2 月	⑤表彰集会・体育大会 振り回り(予備日実施: ⑤⇒木6)	2 水	⑤⑥3年進路説明会 学年専門委員会	2 土	学校閉庁日	2 火	私立高校入試	2 火	
3 土	浜松地区新人大会	3 火	文化の日	3 木		3 日	学校閉庁日	3 水	私立高校入試 新入生 説明会	3 水	公立高校入学試験
4 日	浜松地区新人大会	4 水	校内体育大会予備日 生徒協議会	4 金		4 月		4 木		4 木	公立高校入学試験
5 月		5 木	学年専門委員会(予備 日実施:⑥⇒表彰・振 り回り)	5 土		5 火	始業式(午後から登校)	5 金	第3回学校運営協議会	5 金	⑤⑥3年生を送る会
6 火	短縮日課 緑翔祭り ハーサル 清掃なし	6 金		6 日		6 水	給食開始	6 土		6 土	
7 水	清掃あり	7 土		7 月		7 木	私立入試事前入力(～ 12日)	7 日		7 日	
8 木	緑翔祭(サーラ音楽 ホール)	8 日	県駅伝大会	8 火		8 金	テスト日課 1,2年県学調 3 年実力テスト 部活動なし 6校時なし	8 月		8 月	短縮特5日課 希望三 者面談
9 金	短縮日課 ⑥緑翔祭振 り回り 駅伝社行会	9 月	テスト日課 ①②③第 2回定着度調査3年技 能教科	9 水	テスト日課 ①②③1,2 年課題解決診断調査	9 土		9 火	部活動なし	9 火	短縮特5日課 ④1,2年卒 業式歌練習 希望三者面 談 公立高校追検査
10 土	浜松地区新人大会 西 部駅伝大会	10 火	部活動なし	10 木	三者面談 短縮特5日 課	10 日		10 水	テスト日課 1,2年第3回定 着度 3年実力テスト 午後 家庭学習 部活動なし	10 水	短縮特5日課 ⑥カッ ト
11 日	浜松地区新人大会 西 部駅伝大会予備日	11 水	短縮日課 健全育成会 1人1人にいい声かけ DAY 午後家庭学習	11 金	三者面談 短縮特5日 課	11 月	成人の日	11 木	建国記念の日	11 木	短縮特5日課 ①②卒 業式全体練習 ⑥カッ ト
12 月	スポーツの日	12 木	テスト日課 ①～⑤第 2回定着度調査全学年 部活動なし	12 土	全国駅伝大会	12 火		12 金	テスト日課 1,2年第3回定 着度 3年実力テスト 私立 高校合格発表	12 金	短縮特5日課 公立合 格発表 ⑥カット
13 火	④情報モラル講座	13 金		13 日	全国駅伝大会	13 水	グリーンショップ(～15日) 生 徒協議会 私立高校Web 出願(～21日)	13 土		13 土	
14 水	専門委員会(体育大会準 備のための)	14 土		14 月	三者面談 短縮特5日 課	14 木		14 日		14 日	
15 木	テスト日課 ①②③3 年課題解決診断調査	15 日	県駅伝大会(予備日)	15 火	三者面談 短縮特5日 課	15 金	第2回民生児童委員地 域連絡会	15 月		15 月	短縮特5日課 ⑥カッ ト
16 金	貧血検査(1年生希望 者)	16 月	第2回学校運営運営協 議会 制服リユース販 売会	16 水	三者面談 短縮特5日 課	16 土		16 火	公立願書受付開始(～ 18日)	16 火	短縮特5日課 給食終 了 公立再募集受付 (～17日)
17 土		17 火		17 木	三者面談 短縮特5日 課 給食終了	17 日		17 水	学級運営委員会	17 水	短縮日課 ④帰りの会 ⇒卒業式準備
18 日		18 水	学級運営委員会	18 金	①②短縮特5日課 終 業式 清掃・学活	18 月	1・2年生授業参観日	18 木	生徒協議会 私立高校再募集A検査日	18 木	卒業式(午前)
19 月		19 木	2年みどり勤労体験 1,3年生普通授業	19 土		19 火		19 金	発達支援学級卒業激励 会	19 金	①修了式 ②③学級活 動
20 火	みどり入級説明会	20 金	2年みどり勤労体験 1年生福祉体験	20 日		20 水	学年専門委員会	20 土		20 土	
21 水		21 土		21 月		21 木		21 日		21 日	春分の日
22 木	短縮日課 体育大会応 援練習Ⅰ	22 日		22 火		22 金		22 月	私立高校再募集A合格発 表	22 月	振替休日
23 金	短縮日課 体育大会応 援練習Ⅱ	23 月	勤労感謝の日	23 水		23 土		23 火	天皇誕生日	23 火	公立再募集試験
24 土	浜松地区駅伝大会	24 火		24 木		24 日		24 水	公立志願変更(～25 日) 学年専門委員会	24 水	
25 日	浜松地区駅伝大会予備 日	25 水	夢講演会(企業代表に よる講演会)【森島学 園様】	25 金		25 月		25 木	みどり校外活動	25 木	公立再募集合格発表
26 月	短縮日課 体育大会応 援練習Ⅲ	26 木		26 土		26 火		26 金		26 金	離任式
27 火	短縮日課 体育大会応 援練習Ⅳ	27 金	テスト日課 6校時なし 第2 回3年県学調 2年市学調 (国数英) 部活なし	27 日		27 水		27 土		27 土	
28 水	短縮日課 午後家庭学 習	28 土		28 月	学校閉庁日	28 木		28 日		28 日	
29 木	体育大会総練習・応援 練習Ⅴ・準備	29 日		29 火	学校閉庁日	29 金		29 月		29 月	
30 金	校内体育大会(雨天: 11/4の日課)	30 月		30 水	学校閉庁日	30 土		30 火		30 火	
31 土				31 木	学校閉庁日	31 日		31 水		31 水	

学校運営協議会 年間計画

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。

※ 感染症の感染拡大防止等、状況により、開催が中止、あるいは延期になる場合があります。

回	日時 会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	4月24日 金曜日 13:30～15:30 会議室	熟議テーマ (1)学校運営の基本方針について 説明 ⇒ 質疑・応答、熟議 ⇒ 承認 (2)いじめ防止等のための基本方針について 説明 ⇒ 質疑・応答、熟議 (3)夢育やらまいかCS加算分についての意見書について (4)学校運営協議会 今年度の目標の決定	
2	11月16日 月曜日 14:00～15:30 会議室	熟議テーマ (1)生徒の実態とキャリア教育の在り方 (2)部活動の在り方	
3	2月5日 金曜日 14:00～15:30 会議室	熟議テーマ (1)学校関係者評価について 学校の自己評価(結果、分析・考察、改善方策等) の 説明 ⇒ 改善方策について熟議(この結果を学校 関係者評価として提出)⇒協議会終了後、見直し⇒公 表⇒次年度へ反映 (2)次年度学校運営の基本方針について説明 (3)学校運営協議会の自己評価 (4)夢育やらまいかCS加算分の報告	

(様式1)

令和8年4月27日

浜松市立北部中学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 新貝 祐実 様

浜松市立北部中学校運営協議会
会長 遠藤 喜和

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和8年4月24日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 子供たちが自分自身を「かけがえのない存在」であると思える教育を進めていく中で、子供のもの・こと・ひを見つめる視野を広げるために、多様なものの見方・考え方・感じ方に触れさせる機会を設けるべきである。
⇒ 様々な立場や役割を担っている方々の経験をもとにした講演会を開催する。
- ② 子供たちに、本物の文化・芸術に触れさせる機会を設けるべきである。
⇒ 本校では、文化活動の成果を発表する行事として「緑翔祭」が位置づけられているため、合唱コンクールの審査を声楽家の方をお願いをしたり、プロの演奏家をお招きして演奏していただく機会を設けたりする。